

坂戸市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成27年 度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成 28年度	101,531	30,418,611	944,257	4,725,586	15.5	16.0

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

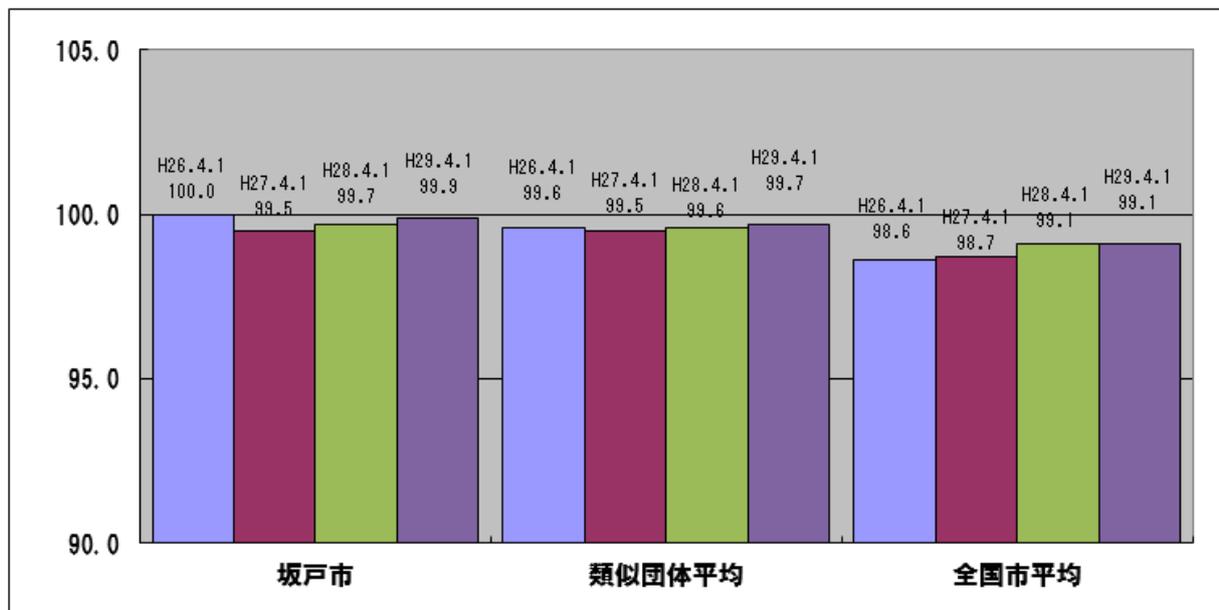
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 28年度	531	1,985,309	468,378	811,200	3,264,887	6,149	6,397

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し [**実施** 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2.35% 引下げ。若年層については、据置き。高齢層については、最大 6.2% の引下げ。激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準 10% に対し、坂戸市においても 10% を支給。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 5%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 7%、平成 28 年 4 月 1 日から 10% を支給。

(参考)

	平成 26 年度の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	3%	5%	7%	10%	10%
坂戸市の支給割合	3%	5%	7%	10%	10%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施 (平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
坂戸市	42.0 歳	309,400 円	393,097 円	370,062 円
埼玉県	42.9 歳	326,439 円	421,897 円	380,087 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	42.3 歳	320,883 円	408,493 円	371,942 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
坂戸市	48.6 歳	9 人	339,100 円	413,223 円	390,867 円
うち清掃職員	48.5 歳	5 人	360,700 円	418,700 円	415,140 円
うち自動車運転手	53.3 歳	(5 人未満)	320,900 円	425,233 円	366,200 円
埼玉県	55.3 歳	266 人	350,983 円	412,613 円	397,058 円
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円
類似団体	50.3 歳	48 人	333,058 円	388,944 円	372,786 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
坂 戸 市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	45.7 歳	293,000 円	1.43
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	60.0 歳	186,800 円	2.28
埼 玉 県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
坂 戸 市	—	—	—
うち清掃職員	6,885,000 円	4,023,000 円	1.72
うち自動車運転手	6,540,796 円	2,360,200 円	2.79

※民間データとして使用している賃金構造基本統計調査の内容は、本市の技能職員と雇用形態等の諸条件が大きく異なることから、給与を単純比較することはできません。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 26～28 年の 3 ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
坂戸市	45.1 歳	390,300 円	490,100 円
埼玉県	41.3 歳	346,508 円	413,589 円
類似団体	40.9 歳	313,665 円	366,114 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 29 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分		坂戸市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	184,800 円	184,800 円	178,200 円
	高校卒	155,800 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	178,200 円	153,000 円	—

(注) 坂戸市における技能労務職については、職種と採用時の年齢により初任給を決定するため、平均的な額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,536円	366,367円	375,314円	388,653円
	高校卒	—	—	349,800円	380,325円
技能労務職	高校卒	—	351,150円	—	—
	中学卒	—	—	—	—

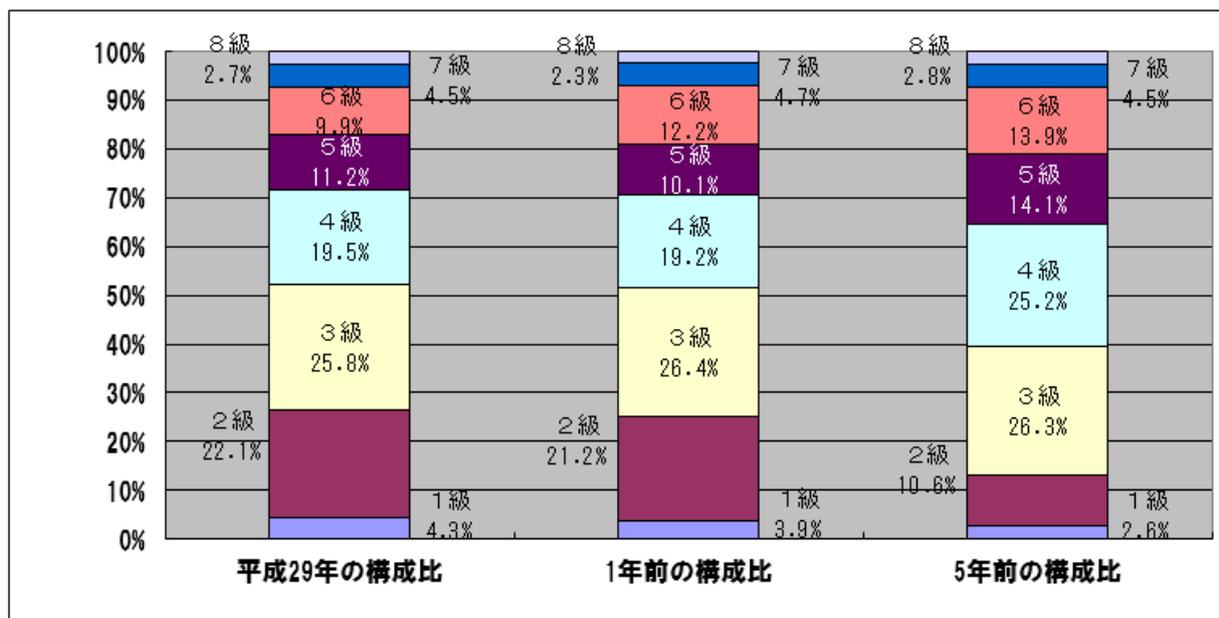
(注) 各経験年数に該当する職員がない場合は「—」で表示してあります。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、技師補	人 16	% 4.3	円 141,600	円 246,600
2級	主事、技師	83	22.1	191,700	303,400
3級	主任	97	25.8	227,900	351,600
4級	係長	73	19.5	261,100	384,000
5級	課長補佐	42	11.2	287,100	394,200
6級	課長、副課長	37	9.9	317,700	414,200
7級	次長	17	4.5	361,800	450,100
8級	部長	10	2.7	407,300	476,200

(注) 1 坂戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2)昇給への人事評価の活用状況（坂戸市）

平成 29 年 4 月 2 日から 平成 30 年 4 月 1 日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○	○	○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

坂戸市	埼玉県	国
(平成 28 年度) 1 人当たり平均支給額 1,574 千円	(平成 28 年度) 1 人当たり平均支給額 1,708 千円	—
(平成 28 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45 月分) (0.80 月分)	(平成 28 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45 月分) (0.80 月分)	(平成 28 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45 月分) (0.80 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（坂戸市）

平成 29 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2)退職手当（平成29年4月1日現在）

坂戸市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(自己都合)		(応募認定・定年)	(自己都合)		(応募認定・定年)
8,442千円		22,282千円	8,442千円		22,282千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員（全職種）に支給された平均額です。

(3)地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		210,767千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		396,925円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
坂戸市	10%	531人	10%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		99.9 (99.9)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出します。）

(4)特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		4,103千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		70,741円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		10.9%		
手当の種類（手当数）		9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
① 税務事務手当	収税事務担当職員	臨宅により市税の徴収の業務及び滞納処分の業務に従事したとき	38千円	日額 220円

② 社会福祉業務手当	福祉関係職員	福祉事務所に勤務し、福祉に関する現業を行なう職員及び指導監督を行なう職員がその業務に従事したとき、並びに在宅のねたきり老人及び心身障害者等の生活に直接必要な家事、介護又は助言等の奉仕的業務に専ら従事する職員が当該業務に従事したとき	630 千円	月額 3,500 円
③ 防疫作業手当	保健衛生及び防疫関係職員	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、職員が感染症若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の調査又は処理作業に従事したとき、又は感染症の病原体を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	—	日額 500 円
④ 保育手当	保育士	保育士が乳幼児の保育業務に従事したとき	3,316 千円	月額 3,500 円
⑤ 用地交渉手当	道路、区画整理関係職員等	本務の場所を離れて、公共用地の取得に関する事業、土地区画整理その他これに類する事業又はこれら事業に関連する事業に必要な土地の取得、補償又は換地のために行う交渉業務に従事したとき	35 千円	日額 220 円
⑥ 保健指導業務手当	保健師	保健師が結核患者の家庭を訪問して患者の療養指導の業務に従事したとき	—	日額 220 円
⑦ 行旅死亡人等取扱手当	福祉関係職員	行旅死亡人の処置又は行旅病人の援護の業務に従事したとき	—	1回 1,000 円
⑧ 廃棄物処理施設技術管理者業務手当	廃棄物処理施設関係職員	廃棄物処理施設に勤務する職員のうち、技術管理者としてその業務に従事したとき	84 千円	月額 3,500 円
⑨ 電気主任技術者業務手当	廃棄物処理施設関係職員等	電気主任技術者として高圧受電、変電施設等の保守管理の業務に従事したとき	—	月額 3,500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成 28 年度決算）	74,287 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）	244,365 円
支給実績（平成 27 年度決算）	74,074 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	259,000 円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 28 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 28 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給 年額(平成 28 年度決算)
扶養手当	扶養親族のあるすべての職員	同		千円 43,928	円 208,190
住居手当	・自ら居住するための住居を借り、月額 12,000 円以上の家賃を支払っている職員 ・所有する住宅に居住している職員で世帯主	異	持ち家の手当額 国 無 市 5,500 円	34,069	140,781
初任給調整手当	医師に対し、採用後の期間に応じ 216,000 円を超えない範囲内で支給	同		0	0
通勤手当	片道 2km 以上で交通機関や自動車等を利用しなければ通勤が困難な職員	同		23,618	62,814
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給	異	1 回につき 5,000 円 1/1 及び 12/31 8,600 円 1/2 及び 12/30 8,300 円 1/3 及び 12/29 8,100 円	1,260	5,164
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 給料月額 の 11～15%	異	定率制（国は 定額制）	76,381	565,785
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等に勤務した場合等 勤務 1 回に 3,000 円～10,000 円	異	支給額	0	0

5 特別職の報酬等の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市長 副市長	925,000 円 783,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
			1,030,000 円 / 432,000 円 880,000 円 / 481,000 円
報 酬	議長	471,000 円	760,000 円 / 450,000 円
	副議長	413,000 円	670,000 円 / 400,000 円
	議員	390,000 円	620,000 円 / 377,000 円
期 末 手 当	市長 副市長	(平成 28 年度支給割合) 4.30 月分	
	議長 副議長 議員	(平成 28 年度支給割合) 4.30 月分	
退 職 手 当	市長 副市長	(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
		給料月額×在職月数×0.4025=17,871,000 円	任期ごと
		給料月額×在職月数×0.2415= 9,076,536 円	任期ごと

※退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

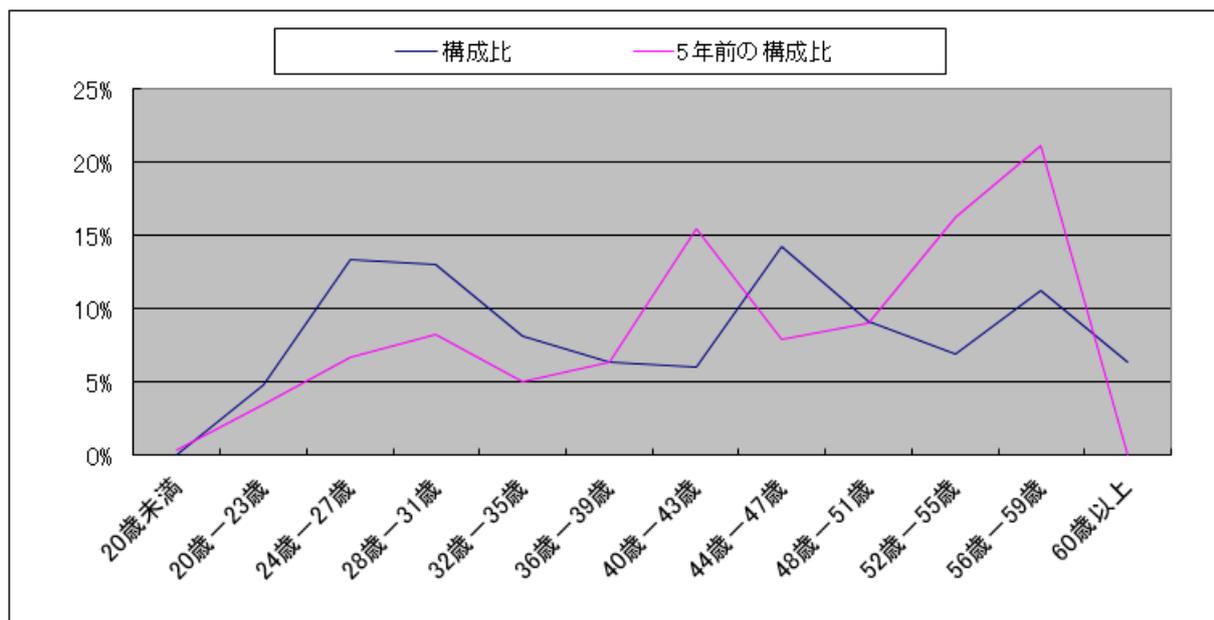
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成 28 年	平成 29 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	7	1	業務増に伴う増員
		総務企画	126	126	0	
		税 務	43	42	△ 1	事務執行体制の効率化に伴う減員
		民 生	127	129	2	業務増に伴う増員
		衛 生	59	55	△ 4	事務執行体制の効率化に伴う減員
		労 働	2	2	0	
		農林水産	14	13	△ 1	事務執行体制の効率化に伴う減員
		商 工	5	6	1	業務増に伴う増員
		土 木	56	56	0	
		小 計	438	436	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.94 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 45.16 人)
	教 育 部 門	93	96	3	業務増に伴う増員	
	小 計	531	532	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.40 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 59.84 人)	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	国保事業	14	15	1	業務増に伴う増員
		その他	29	29	0	
		小 計	43	44	1	
合 計			574 [669]	576 [669]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.73 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む）です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	28	77	75	47	37	35	82	53	40	65	37 (再任用)	576

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	467	467	459	439	438	436	△ 31 (△6.6%)
教 育	91	90	85	93	93	96	5 (5.5%)
普通会計 計	558	557	544	532	531	532	△ 26 (△4.7%)
公営企業等 会計 計	39	41	40	41	43	44	5 (12.8%)
総合計	597	598	584	573	574	576	△ 21 (△3.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。